

NO. 502
平成17年(2005)
8/18(木)



小笠原 OGASAWARA -

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

臨時号

9月11日(日)は衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です
<母島は繰上投票9月10日(土)です>

【選挙日程】

公示日 平成17年8月30日(火)
繰上投票日(母島) 9月10日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島) 9月11日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日 9月11日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島 小笠原村地域福祉センター 母島 母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 昭和60年 9月13日以降 投票できません
昭和60年 9月12日以前

小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？

平成17年6月1日以前 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)

平成17年6月2日以降 投票日に小笠原村では投票できません。

前住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行なうか、
前住所地の投票所での投票となります。

(注) 前住所地から投票用紙を取り寄せて不在者投票を行う場合は、前住所地の選挙管理委員会あてに郵送で
投票用紙の請求が必要です。必ず8月25日父島発のおがさわら丸で郵送で請求を行ってください。
必要な用紙は村役場に置いてあります。詳しくは選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

【期日前投票制度について】

投票日に投票所へ行けない方のために従来の不在者投票制度に変わり、期日前投票制度が創設されました。
期日前投票制度は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができます。
従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要になり、投票が
しやすくなります。期日前投票所へは投票所入場券を持参してください。

対象となる投票 従来の不在者投票のうち選挙人名簿登録地(小笠原村)の選挙管理委員会で行う投票

投票の対象者 期日前投票を行う日に選挙権のある方(これまでと同様に「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票所の場所および受付時間 父島: 村役場総務課 午前8時30分 ~ 午後8時00分
母島: 母島支所 午前8時30分 ~ 午後6時00分

期日前投票期間 8月31日(水) ~ 9月10日(土) 8月30日(火)は期日前投票ができません。

最高裁判所裁判官国民審査は 9月5日(月) ~ 9月10日(土)
母島の期日前投票期間は9月9日(金)までとなります。

小笠原村以外の市町村で不在者投票される方へ

【投票用紙等の請求について】

8月30日(火)までに村役場総務課または母島支所へ不在者投票の投票用紙の請求を行ってください。

(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

請求いただいた投票用紙は滞在先へ郵送されます(8月28日(日)から順次発送いたします。)

投票用紙が到着したら、本人が直ちに(ただし、8月31日(水)以降)滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

なお、最高裁判所裁判官国民審査は、船便の都合により村外での不在者投票ができませんのでご了承ください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

9月9日(金)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うように余裕を持ってお済ませください。

この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。

指定病院について：入院されている病院が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【父島～母島間で、8月29日(月)以降 転居された方の投票について】

父島 母島へ転居された方 9月11日(日)の投票日に父島で投票となります。

(9月9日(金)までに母島支所において、または9月10日(土)までに父島の村役場で期日前投票を行うこともできます。)

母島 父島へ転居された方 9月10日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。

(9月9日(金)までに母島支所において、または9月10日(土)までに父島の村役場で期日前投票を行うこともできます。)

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(= その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	8月31日(水) ～ 9月9日(金)	9月10日(土) (母島繰上投票日)	9月11日(日) (父島投票日)
父島 母島へ 転居された方	父 島 村役場総務課 (8:30～20:00)			×
	母島支所 (8:30～18:00)		×	
母島 父島へ 転居された方	父 島 村役場総務課 (8:30～20:00)			×
	母島支所 (8:30～18:00)		×	

問合せ先 小笠原村選挙管理委員会 2 - 3 1 1 1